

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)
	38) 倉庫内への医薬品の持ち込みを制限しているか	[全面的に対応] 例) 制限しており、チェックも毎日する		
		[一部対応] 例) 制限しているが、チェックは毎日ではない		
		[対応していない] 例) 制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など		
	39) 私物の持ち込みエリアを制限しているか	[全面的に対応] 例) 制限しており、チェックも毎日する		
		[一部対応] 例) 制限しているが、チェックは毎日ではない		
		[対応していない] 例) 制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など		
	40) ロッカー、バッグ、荷物、乗用車の検査を実施しているか (※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)	[全面的に対応] 例) ロッカー、バッグ、荷物、乗用車のすべてについて、毎日チェックする		
		[一部対応] 例) 上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(「ロッカーのみについて毎日実施」、「ロッカー、バッグ、荷物、乗用車すべてについて不定期に実施」、など)		
		[対応していない] 例) 実施していない		
食品セキュリティの 手続きに関する 訓練	41) 職員訓練プログラムに、人為的な食品汚染行為等やその脅威に対する内容が含まれているか	[全面的に対応] 例) 明示的に含まれている		
		[一部対応] 例) 明示的に含まれていないが、口頭等で補足している		
		[対応していない] 例) 含まれていない、職員訓練プログラムがない、など		
	42) 人為的な食品汚染に対する予防措置の重要性に関する定期的な意識喚起が行われているか	[全面的に対応] 例) 定期的に行っている		
		[一部対応] 例) 不定期に行っている		
		[対応していない] 例) 行っていない		
異常行動	43) 従業員の異常行動*や不審行動を監視しているか (*明確な目的がないのに、シフト終了後も遅くまで残業している、異常に早く出社している、ファイルや情報・職域外の施設エリアへアクセスしている、施設から資料を持ち出している、機密的事項について質問をする、勤務時にカメラ/カメラ機能付携帯電話を携帯している等)	[全面的に対応] 例) 常に、全従業員について実施している		
		[一部対応] 例) 上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(「常に正規職員のみについて実施している」、「不定期に全従業員について実施している」、など)		
		[対応していない] 例) 実施していない		
	44) 従業員の異常な健康状態や欠勤について、調査・対応しているか	[全面的に対応] 例) 常に、全従業員について実施している		
		[一部対応] 例) 上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(「常に正規職員のみについて実施している」、「不定期に全従業員について実施している」、など)		
		[対応していない] 例) 実施していない		

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)	
3. 人的要素 (部外者)について	訪問者(業者も含む)	45)-①疑わしい、不適切なあるいは通常でない物品や行動がないか、車両、荷物の検査を実施しているか	[全面的に対応] 例)常に、全ての訪問者に対して、車両・荷物のチェックをしている		
			[一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(“常に荷物のみチェック”、“不定期に荷物・車両双方をチェック”、など)		
			[対応していない] 例)実施していない		
			[対応不要] 例)訪問者、外部業者の出入りはない		
	45)-②具体的には、どのような検査を実施しているか	[自由回答]			
		46)社員の同行が義務付けられているか	[全面的に対応] 例)全ての訪問者に対して、常時社員が同行している		
			[一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(“常時同行しない場合がある”など)		
			[対応していない] 例)行っていない		
	[対応不要] 例)訪問者、外部業者の出入りはない				
	47)訪問理由を確認しているか	[全面的に対応] 例)全ての訪問者に対して確認している			
		[一部対応] 例)訪問者のうち一部のみ確認している			
		[対応していない] 例)確認していない			
		[対応不要] 例)訪問者、外部業者の出入りはない			
	48)-①訪問者の身元を確認しているか	[全面的に対応] 例)全ての訪問者に対して確認している			
		[一部対応] 例)訪問者のうち一部のみ確認している			
		[対応していない] 例)確認していない			
		[対応不要] 例)訪問者、外部業者の出入りはない			
	48)-②訪問者の身元は、身分証明で確認しているか	[全面的に対応] 例)全ての訪問者に対して確認している			
		[一部対応] 例)訪問者のうち一部のみ確認している			
		[対応していない] 例)確認していない			
		[対応不要] 例)訪問者、外部業者の出入りはない			

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対策の状況等)			
		48)③身分証明の確認は、どのように行っているか	[自由回答]				
		49)訪問者の食品取扱い/保管エリア/ロッカールームへのアクセスを制限しているか	[全面的に対応] 例)常に、事前に定めた通りに、訪問者ごとの食品取扱い/保管エリア/ロッカールームへのアクセス制限を実施している				
			[一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(“アクセス制限を行っているが、時に、現場の判断で、事前に定めていないエリアへのアクセスを許可することがある”など)				
			[対応していない] 例)実施していない				
		50)出口/入口なども含めた荷積及び荷受作業場において、車両及び個人の動きを監視している	[全面的に対応] 例)監視カメラによってすべての車両及び個人を監視している				
			[一部対応] 例)監視カメラは用いていないが、他の方法ですべての車両及び個人を監視している				
			[対応していない] 例)すべての車両及び個人を監視しているわけではない				
		51)屋根のあるもしくは屋内の荷積及び荷受区域を適切に照明で照らしているか	[全面的に対応] 例)十分な明るさによってすべての車両および個人を識別できる				
			[一部対応] 例)ある程度の明るさによってほとんどの車両および個人を識別できる				
			[対応していない] 例)車両及び個人を識別できないことがある				
		4. 施設管理について	物理的セキュリティ	52)①フェンス等による敷地へのアクセス制御を行っているか	[全面的に対応] 例)外部から人が侵入できないような完全な措置をとっている		
					[一部対応] 例)敷地へのアクセス制御を行っているが、夜間など人目を盗むなどすれば、外部からの侵入は不可能ではない		
[対応していない] 例)全く行っていない							
52)②通常の敷地内へのアクセス通路は、限定しているか	[全面的に対応] 例)アクセス通路は、決められた通路に限定している						
	[一部対応] 例)アクセス通路は複数あり、決められた通路以外の使用も許可している						
	[対応していない] 例)全く限定していない						
53)①ドア、窓、屋根口/ハッチ、通気口、換気システム、洗面所、製氷・貯蔵室、屋根裏、トレーラー、タンクローリー、タンク等、倉庫内部と外部との結節点について、安全を確認しているか	[全面的に対応] 例)倉庫内部と外部をつなぐ全ての箇所について安全を確認している						
	[一部対応] 例)倉庫内部と外部をつなぐ一部の箇所について安全を確認している						
	[対応していない] 例)全く確認していない						

チェック項目	選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)
	53)②ドア、窓、屋根口/ハッチ、通気口、換気システム、洗面所、製氷・貯蔵室、屋根裏、トレーラー、タンクローリー、タンク等、倉庫内部と外部との結節点について、施設しているか [全面的に対応] 例)倉庫内部と外部をつなぐ全ての箇所について施設している [一部対応] 例)倉庫内部と外部をつなぐ一部の箇所について施設している [対応していない] 例)全く施設していない		
	54)施設の非稼働時の安全確保について、確認を行っているか [全面的に対応] 例)全ての施設について安全を確認している [一部対応] 例)一部の施設について安全を確認している [対応していない] 例)全く確認していない [対応不要] 例)施設稼働を止めることがない		
	55)立入禁止区域への入口の安全確認を行っているか [全面的に対応] 例)全ての立入禁止区域について、常に行っている [一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(“全ての立入禁止区域について不定期に行っている”、“一部の立入禁止区域について常に行っている”など) [対応していない] 例)全く行っていない [対応不要] 例)立入禁止区域がない		
	56)全ての鍵を会社(もしくは管理職)が管理しているか [全面的に対応] 例)全ての鍵を会社(もしくは管理職)が管理している [一部対応] 例)一部の鍵のみ会社(もしくは管理職)が管理している [対応していない] 例)全く管理していない		
	57)敷地内における警備員の巡回やビデオ監視を行っているか [全面的に対応] 例)全区域において警備員の巡回やビデオ監視を行っている [一部対応] 例)一部危険性が高いと思われる箇所のみ警備員の巡回やビデオ監視を行っている [対応していない] 例)全く行っていない [対応不要] 例)簡単に全てが見渡せる小規模な敷地である		

チェック項目	選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)
	<p>58) 汚染物質を一時的に隠すことができる場所、死角・暗がりになる場所等の洗い出し・安全確認を行っているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 確認、改善をしている</p> <p>[一部対応] 例) 確認しているのみ</p> <p>[対応していない] 例) 確認していない</p> <p>[対応不要] 例) 汚染物質を一時的に隠すことができる場所、死角・暗がりになる場所はない</p>		
	<p>59) 敷地内を走行する車両について、駐車許可証、アクセスキー、通行許可証の発行のいずれかを行っているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 全ての車両について行っている</p> <p>[一部対応] 例) 一部の車両について行っている</p> <p>[対応していない] 例) 行っていない</p> <p>[対応不要] 例) 敷地内を車両が走ることはない</p>		
	<p>60) 食品の保管エリア・供給施設と駐車場を隔離しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 大きく隔離している(徒歩3分以上程度)</p> <p>[一部対応] 例) ある程度隔離している(徒歩1-3分程度)</p> <p>[対応していない] 例) 近接している(徒歩1分以内)</p> <p>[対応不要] 例) 敷地内を車両が走ることはない</p>		
	<p>61) 外部ドック区域を監視している (※現状では必ずしもご回答いただかなくて結構です。)</p> <p>[全面的に対応] 例) 監視カメラによってすべての車両及び個人を監視している</p> <p>[一部対応] 例) 監視カメラは用いていないが、他の方法ですべての車両及び個人を監視している</p> <p>[対応していない] 例) すべての車両及び個人を監視しているわけではない</p>		
	<p>62) ドア、窓、屋根口/ハッチ、通気口、換気システム、洗面所、貯蔵室、屋根裏等、施設内部と外部との結節点について監視しているか (※現状では必ずしもご回答いただかなくて結構です。)</p> <p>[全面的に対応] 例) 監視カメラによって常時すべての結節点を監視している</p> <p>[一部対応] 例) 監視カメラは用いていないが、常時すべての結節点を監視している</p> <p>[対応していない] 例) すべての結節点を監視しているわけではない</p>		
	<p>63) 夜間、施設と外部との結節点を照明で照らしているか</p> <p>[全面的に対応] 例) すべての結節点に十分な照明がなされている</p> <p>[一部対応] 例) 大部分の結節点が照明によって照らされているが、中には照明のない結節点もある</p> <p>[対応していない] 例) 大部分の結節点は照明によって照らされていない</p>		

チェック項目	選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)
	<p>64)敷地内部と外部との結節点にはすべて侵入を防ぐための警報装置が取り付けられている</p> <p>[全面的に対応] 例)すべての結節点に警報装置が取り付けられている</p> <p>[一部対応] 例)大部分の結節点に警報装置が取り付けられているが、中には取り付けられていない結節点もある</p> <p>[対応していない] 例)大部分の結節点は警報装置が取り付けられていない</p>		
	<p>65)倉庫からの出入りロドアは強化されているか</p> <p>[全面的に対応] 例)倉庫からの出入りロドアは容易には突破できない素材でできており、蝶番は内側に付いている</p> <p>[一部対応] 例)上記を全対応とした場合、そのうちの一部に対応している。(倉庫からの出入りロドアは容易には突破できない素材でできているが蝶番は外側に付いている。蝶番は内側に付いているが倉庫からの出入りロドアは容易に突破できる素材でできている、など)</p> <p>[対応していない] 例)上記対応はいずれも取っていない</p>		
	<p>66)倉庫の壁は強化されているか</p> <p>[全面的に対応] 例)倉庫の壁は、すべて突破・侵入を防ぐように建設されている</p> <p>[一部対応] 例)倉庫の壁は、重要な部分のみ突破・侵入を防ぐように建設されている</p> <p>[対応していない] 例)倉庫の壁は容易に突破・侵入される可能性がある</p>		
	<p>67)通常の運送業務のために開放を要求されない限り、ドック及び倉庫のすべての外部の戸口を閉鎖し施設しているか</p> <p>[全面的に対応] 例)使用されていない場合は必ず、外部の戸口を閉鎖し施設している</p> <p>[一部対応] 例)使用されていない場合はほとんど、外部の戸口を閉鎖し施設している</p> <p>[対応していない] 例)使用されていない場合も、外部の戸口を開けたままの状態であることが多い</p>		
	<p>68)警報装置等のセキュリティシステムを定期的にメンテナンスしている</p> <p>[全面的に対応] 例)セキュリティシステムを定期的にメンテナンスしている</p> <p>[一部対応] 例)セキュリティシステムをメンテナンスしているが、定期的には実施しているわけではない</p> <p>[対応していない] 例)セキュリティシステムをメンテナンスしていない</p>		
<p>危険物、有毒物質等の保管と使用の安全性確保</p>	<p>69)①殺虫剤を安全に管理しているか</p> <p>[全面的に対応] 例)鍵付きの保管庫等安全な場所に管理し、使用場所や方法、その量等に関する履歴を残すようにしている</p> <p>[一部対応] 例)上記を「全対応」とした場合、その一部を実施している(「鍵付きの保管庫等安全な場所に管理しているが、使用やその量等に関する履歴は残していない」など)</p> <p>[対応していない] 例)安全に管理していない</p> <p>[対応不置] 例)殺虫剤を扱っていない</p>		

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対象の選択肢)	
		69) ②殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか	[全面的に対応] 例) 全ての殺虫剤について、選定基準を設けている		
		[一部対応] 例) 一部の殺虫剤について、選定基準を設けている			
		[対応していない] 例) 選定基準を作成していない			
		[対応不要] 例) 殺虫剤を扱っていない			
		70) 研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通報体制を構築しているか	[全面的に対応] 例) 調査・通報の体制を構築している		
		[一部対応] 例) 調査もしくは通報のいずれかだけ体制を構築している			
		[対応していない] 例) 構築していない			
		[対応不要] 例) 研究材料(検査薬・試験薬)や有毒物質等がない			
5. 経営運営について	納入資材およびオペレーション	71) ①納入元の信頼性を確保しているか	[全面的に対応] 例) 全ての納入元の信頼性を確保している		
		[一部対応] 例) 一部の納入元についてのみ信頼性を確保している			
		[対応していない] 例) 確保していない			
		71) ②納入元の信頼性は、どのように確保しているか	[自由回答] 例) 長年既知の業者である/適切な免許や許可を受けた納入元である、等		
		72) 納入の際の運送業者等が、適切な食品に対する安全措置を講じていることを確認しているか	[全面的に対応] 例) 全ての業者について確認している		
		[一部対応] 例) 一部の業者についてのみ確認している			
		[対応していない] 例) 確保していない			
		73) ①納入物の受領前に、納入資材等のラベルや包装の形態を確認しているか否か	[全面的に対応] 例) 全てのものについて確認している		
		[一部対応] 例) 一部のものについて確認している			
		[対応していない] 例) 確認していない			
		73) ②納入物が海外製品である場合、その生産地の衛生情報にも注意を払っているか	[全面的に対応] 例) 定期的に注意を払っている		
		[一部対応] 例) 不定期に注意を払っている			
[対応していない] 例) 注意を払っていない					
[対応不要] 例) 海外製品を利用していない					

チェック項目	選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)
	<p>74) 鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっているか(※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)</p> <p>[全面的に対応] 例) 全ての資材について鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっている</p> <p>[一部対応] 例) 一部の資材についてのみ鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっている</p> <p>[対応していない] 例) 鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっている資材はない</p>		
	<p>75) 運送業者等は、積荷の位置が常時確認できるようにになっているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 全てについて常に確認できる</p> <p>[一部対応] 例) 上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(「一部の積荷については常に確認可能」、「全ての積荷について事後に確認可能」など)</p> <p>[対応していない] 例) 確認できるようにはなっていない</p>		
	<p>76) 運送業者等の配送スケジュールが確立されているか</p> <p>[全面的に対応] 例) スケジュールは確立されており、遵守されている</p> <p>[一部対応] 例) スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある</p> <p>[対応していない] 例) スケジュールは確立されていない</p>		
	<p>77)-①納入資材の積み下ろし作業を監視しているか(※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)</p> <p>[全面的に対応] 例) 全ての積み下ろし作業を監視している</p> <p>[一部対応] 例) 一部の積み下ろし作業を監視している</p> <p>[対応していない] 例) 監視することはない</p>		
	<p>77)-②納入資材の積み下ろし作業は、どのような監視をしているか(※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)</p> <p>[自由回答] 例) 監視カメラで録画している/常に従業員が立ち会う、等</p>		
	<p>78) 納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性の確認を実施しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 複数人で、複数回確認している</p> <p>[一部対応] 例) 一回だけ確認している</p> <p>[対応していない] 例) 確認しないこともある</p>		
	<p>79) 納入資材について、テロ行為等の徴候・形跡の調査や通報の体制を構築しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 調査と通報の双方について体制を構築している</p> <p>[一部対応] 例) 調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している</p> <p>[対応していない] 例) 構築していない</p>		

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対策の現状等)	
	80) 納入に際し、事前連絡を受けることとしているか	[全面的に対応] 例) すべての納入について受けている			
		[一部対応] 例) 受ける場合もある			
		[対応していない] 例) 全く受けていない			
		81) 運送業者のドライバーに対して、人為的な食品汚染に対する予防措置の重要性に関する定期的な意識喚起が行われているか	[全面的に対応] 例) 定期的に行っている		
			[一部対応] 例) 不定期に行っている		
			[対応していない] 例) 行っていない		
	資材等の保管	82)-①保管用の建物は、頑強な建材を使用しているか	[全面的に対応] 例) 全て専用の倉庫を使用している		
			[一部対応] 例) 一部プレハブを使用している		
			[対応していない] 例) 保管場所を指定していない		
		82)-②保管中の納入資材や使用中の資材を監視しているか	[全面的に対応] 例) 全ての資材を監視している		
			[一部対応] 例) 一部監視している		
			[対応していない] 例) 監視していない		
82)-③納入資材や使用中資材をどのように監視しているか	[自由回答] 例) 監視カメラで録画している/定期的に従業員が巡回する、等				
83) 在庫の紛失や増加、その他の事態の調査や通報の体制を構築しているか	[全面的に対応] 例) 調査と通報の双方について体制を構築している				
	[一部対応] 例) 調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している				
	[対応していない] 例) 構築していない				
84) 製品ラベルを安全な場所に保管しているか	[全面的に対応] 例) 鍵つきの場所に保管している				
	[一部対応] 例) 鍵つきではないが、安全な場所に保管している				
	[対応していない] 例) 安全な場所に保管していない				

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対策の選定等)
最終製品	85)バイヤー(購入者、荷主)の指定した製品は、施設にある間は隔々まで監視されているか。(フロア全体を監視するのではなく、バイヤー製品をいつ、いかなる時でも監視する。すなわち、ドックから運送用パレットへの区分区域、保管庫までの間、絶えず監視カメラで監視する。)	[全面的に対応] 例)バイヤーの指定した製品は常時監視カメラで監視している		
		[一部対応] 例)監視カメラは用いていないが、別の適切な方法によって、バイヤーの指定した製品は常時監視している		
		[対応していない] 例)バイヤーの指定した製品は常に監視されているわけではない		
	86)最終製品の流通に利用する貯蔵倉庫や車両、船舶等が適切な安全措置を講じていることを確認しているか	[全面的に対応] 例)全ての貯蔵倉庫、車両、船舶等について、常に確認している		
		[一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を確認している(「貯蔵倉庫のみについて常に確認」、「全ての貯蔵倉庫、車両、船舶について不定期に確認」など)		
		[対応していない] 例)全く確認していない		
	87)最終製品の流通に、鍵つきあるいは封印可能な車両/コンテナを利用しているか(※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)	[全面的に対応] 例)全ての製品について鍵つきあるいは封印可能な車両/コンテナを利用している		
		[一部対応] 例)一部の製品についてのみ鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナを利用している		
		[対応していない] 例)鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナを利用していない		
	88)出荷する製品について、その荷受人を併せて把握しているか	[全面的に対応] 例)全ての出荷製品について把握している		
		[一部対応] 例)一部の出荷製品について把握している		
		[対応していない] 例)把握していない		
89)出荷した製品について、積荷の位置を常時確認することが可能か	[全面的に対応] 例)全てについて常に確認できる			
	[一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を確認している(「一部の積荷について実施」、「全ての積荷について事後に確認できる」など)			
	[対応していない] 例)確認できるようにはなっていない			
90)最終製品の荷物の積み込みスケジュールを確立しているか	[全面的に対応] 例)スケジュールは確立されており、遵守されている			
	[一部対応] 例)スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある			
	[対応していない] 例)スケジュールは確立されていない			

チェック項目	選択肢	✓欄	自由記述 (対策の選取等)
	<p>91) 納入先における最終製品の在庫の紛失や増加、その他の事象の調査や通報の体制を構築しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 調査と通報の双方について体制を構築している</p> <p>[一部対応] 例) 調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している</p> <p>[対応していない] 例) 構築していない</p>		
	<p>92)-①納入先における販売担当従業員等に、偽造等の不正製品への目配りや、何か問題を察知した場合には担当者に通報するようアドバイスをしているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 常にそのように指示している</p> <p>[一部対応] 例) 不定期にそのように指示している</p> <p>[対応していない] 例) そのような指示をしたことはない</p>		
	<p>92)-②最終製品に対する苦情が寄せられた場合の調査や通報の体制を構築しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 調査と通報の双方について体制を構築している</p> <p>[一部対応] 例) 調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している</p> <p>[対応していない] 例) 構築していない</p>		
	<p>92)-③最終製品に対する健康被害情報が寄せられた場合の調査や通報の体制を構築しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 調査と通報の双方について体制を構築している</p> <p>[一部対応] 例) 調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している</p> <p>[対応していない] 例) 構築していない</p>		
	<p>93) 運送用トラックのキーを適切に管理しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) キーの管理が実施され、管理手順が文書化、及び管理履歴が残っている。(誰が、いつ、どのキーを使ったか、など)</p> <p>[一部対応] 例) キーの管理が実施されているが、管理手順の文書化なされていない、もしくは管理履歴が残っていない。(誰が、いつ、どのキーを使ったか、など)</p> <p>[対応していない] 例) キーの管理が実施されていない</p>		
	<p>94) 運送ルート、停車地点のリスクを評価しているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 運送ルートは決まっており、リスク評価を実施及び反映している</p> <p>[一部対応] 例) 運送ルートは決まっているが、リスク評価を実施及び反映していない</p> <p>[対応していない] 例) 決められた運送ルートはない</p>		
	<p>95) 運送業者のドライバーに対して、人為的な食品汚染に対する予防措置の重要性に関する定期的な意識喚起が行われているか</p> <p>[全面的に対応] 例) 定期的に行っている</p> <p>[一部対応] 例) 不定期に行っている</p> <p>[対応していない] 例) 行っていない</p>		

チェック項目		選択肢	✓欄	自由記述 (対応の現状等)
コンピューターシステムへのアクセス	96)コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者に制限しているか	[全面的に対応] 例)アクセス可能な従業員を決め、かつ施設には壁を設けるなど物理的な安全措置を講じている		
		[一部対応] 例)上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している(“アクセス可能な従業員は決めているが、施設に物理的な安全措置は講じていない”など)		
		[対応していない] 例)制限していない		
		[対応不要] 例)コンピューターは利用していない		
	97)従業員の退職時等にコンピューターアクセス権を削除しているか	[全面的に対応] 例)常に削除している		
		[一部対応] 例)削除することもあるが、しないこともある		
		[対応していない] 例)削除しない、皆で同じID・パスワードを利用している、等		
		[対応不要] 例)コンピューターは利用していない		
	98)コンピューターのデータ処理に係る履歴を保存しているか	[全面的に対応] 例)全てのデータ処理の履歴を保存している		
		[一部対応] 例)一部のデータ処理の履歴を保存している		
		[対応していない] 例)保存していない		
		[対応不要] 例)コンピューターは利用していない		

4. 食品テロの早期察知のための症候群サーベイランスの可能性の検討

実際の食品テロの類似の事件と仮定して農薬混入中国産餃子事例を食品テロとみなして解析を行った。また救急車搬送の症候群サーベイランスとして、2007年11月から運用を開始した管轄人口20万人の消防本部を用いて検討した。特に、導入開始の一ヶ月間で仮に農薬混入中国産餃子事例が当該消防本部管内で発生したと仮定して、探知できたかどうかを検証した。その結果、3名の搬送では15%、4名の搬送では30%、5名の搬送では50%の確率で探知されることが分かった。

2008年12月までに開発を成功終了し、鳥取県西部消防局に納め、活用を依頼した。

5. わが国における食品テロの事後対策

食品テロの事後対策検討に参考とするため、本年1月に発覚した冷凍ギョーザ事案の概要と課題を整理した上で、研究会会議において各分野の専門家、行政担当者と議論を行なった。

結果として、テロ/犯罪、意図的/非意図的のいずれであれ、取るべき対策について大きな違いはないという結論に達した。しかしながら一方で、風評被害や国際関係の悪化等の間接被害においては、小規模な犯罪や非意図的な食品汚染のケースと比べて、テロや意図的な食品汚染のケースはその被害が甚大となり、事後における原状回復に多くの時間とコストを要することが考えられる。このことから、被害最小化のための事後対策は当然であるが、それとともに、意図的な食品汚染を未然に防ぐ事前対策の重要性が改めて確認された。

事後対策に関しては、本事案では①第一号のクレームや軽微な健康被害等の情報を活かすことができなかった、②性悪説的観点の不在により、よもや「人為的な」農薬による汚染の可能性までは認識できなかった、③発生場所、時期の乖離、商品の違いにより多くのクレーム等情報が共有できなかった、という特色が見られる。こういったことから、事後の被害最小化対策に関しては、迅速な初動に資する（性悪説の観点も勘案した）情報の把握・共有が特に重要となることが確認された。

この点について、携帯電話を活用した症候群

サーベイランスを試行した結果、モニターからの回答受付、集計用サーバへの転送、集計・解析を全自動で実施可能であることを確認できた。さらにはモニターの高い協力意向、有症率の妥当性、健康異常の早期検知の可能性についても確認できた。

以上のような技術を適用する場面として、日本生協連とコープネット事業連合およびコープとうきょうの協力の下で協議を重ね、食品の市販後調査（PMM）兼 症候群サーベイランスシステム実施方法を設計した。

D. 考察

米国における食品テロ対策の体系的把握について、米国の食品テロ対策は、過年度施策のフォローアップと知見の整理、食品防衛意識の向上施策、ガイドラインの策定、情報提供の充実に係る施策となっていることがわかった。これらは既存施策の浸透・充実に目的とするものが中心であり、新たな規制措置等は講じられていない。

また、米国での食品防衛に関する国際的な協調が求められていることが明らかとなった。

食品テロにおいて想定される生物剤の調査については、増殖性を利用した生物剤としての利用と毒素としての利用があり、このうち毒素は加熱等の温度変化で不活化されない場合があるため、効果が高いと考えられる。また、温度、湿度や空気との接触など、食品が置かれる条件から、食品テロに適用可能な生物剤は限定されることが推察される。ただし、多数の死者を出さないものでも、食中毒の発生により特定の企業等に対してダメージを与えることが可能であることに留意する必要がある。

なお、毒性の強い生物剤の入手・製造は相応の設備や知識が必要であり、困難である場合が多い。また、一部の病原体については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」によりその取扱いが規定されており、微生物管理面からの対策はある程度可能である。また、加熱殺菌等、食品生産・流通・加工・販売での工程管理が有効であると考えられる。

食品テロにおいて想定される化学物質の調査については、合成等により利用可能な化学物質は無限に存在する可能性があり、毒性がまだ明確化されていない化学物質も多数あるため、化学物質管理面からの対策が困難であり、食品生産・流通・加工・販売での工程管理が必要であると考えられる。また、化学物質同様、多数の死者を出すような実害がない場合でも、食中毒等の発生により特定の企業等に対してダメージを与えることが可能であることに留意する必要がある。

わが国における脆弱性評価の実施については、CARVER+Shock法に倣った脆弱性評価の試行の結果、同手法は、食品工場における人為的な食品汚染の防御に関する様々な気づき（攻撃物質混入に対して脆弱なポイント、実行犯が混入するシナリオ等）を得るには非常に有効な手段であることが分かった。また8施設の試行を通じ、今後わが国における脆弱性評価手順確立に向け、概ね十分な情報を得ることができた。一方で、今年度の実地調査先は閑散時間帯での調査となったため、工場内の死角の存在や外部とのアクセス等、物理的な事項の確認については閑散時間帯の視察でも確認は可能であったが、どの工程にどのくらいの作業員が関わっているか、またどのようにして作業を行なっているかなどの確認については、聴き取りだけでは不十分であったと考えられる。今後の実地調査においては、ご協力頂く現場の負担も十分に考慮しつつ、今後の視察においては、工場が繁忙な時間帯における視察も必要である。

一方、少人数では知識や情報の限界から評価が困難な場面が多々あり、堅牢な脆弱性評価を実施するためには、被評価企業も含む多く関係者の協力、人材、資源、時間の集中が必要である。このため、現場の従事者が簡単に施設の脆弱性を評価できる“チェックリスト”を作成する必要がある。“チェックリスト”に関しては、食品工場へのヒアリング、食品工場への従事者アンケートを通じて、概ね実施が可能な水準のものが完成した。対面形式で行なったチェックリスト回答作業においては、関係者間で新たな気づきも複数得られ、非常に有意義なものであった。一方、書面のみでのチェックリスト回答

結果やアンケート回答を見ると、文言等の細かいレベルでの認識が回答者ごとに異なる（バイアスが生じている）ケースが散見される。このことから、本チェックリストの配布にあたっては、「工場の現場において、対策の必要性に関する気づきを得る」ためのものであるという位置づけを、改めて明確にすべきであると考えられる。

食品テロの早期察知のための症候群サーベイランスの活用可能性については、同日あるいは3日間の幅を持って、救急車搬送の有無で感度・特異度は約50%あるものの、搬送数の異常な増加の探知は、感度は1%を下回る。これは、食中毒あるいは苦情の情報そのものは重症度の情報を含んでいないために、救急車搬送が必要なほど重症か、あるいは受診が必要なほど重症か、いなかの情報を含んでいない。その為に、食中毒、苦情の発生と嘔吐による救急車搬送の間で乖離が生じる。また、食中毒、苦情の発生場所、規模の定義も救急車搬送と比較を困難にさせている。発生場所は原因となった場所であり、例えば食事をしたレストラン等がそれにあたる。通常、食事をしたものはそのレストランから離れた場所で発症し、典型的にはレストランと市区町村が異なる。救急車搬送は、発症者の所在地に向かうために、それがレストランと同じ市区町村である可能性はむしろ低い。したがって市区町村単位での分析はきめは細かいが、食中毒事例との比較においては細かすぎると思われる。また、食中毒の規模も必ずしも食中毒発生当時の被害の大きさを反映していない。大規模な食中毒になればなるほど、報告患者数の少ない部分は後日の調査によって掘り起こされた患者数であると推測され、またそうした患者は典型的には軽症であると推測される。

そうした多くの制限がある中でも、東京都全体では食中毒事例に対して、低度の異常探知は20%の感度を有していたことは注目に値する。

また、救急車搬送情報を用いた症候群サーベイランスの試行において、過去には一日20件の嘔吐・嘔気による搬送もあり、多くの異常が探知されているが、前向き運用を行った一ヶ月間では異常は探知されていないことが分かった。

感度の検討では、3名の搬送では15%、4名の搬送では30%、5名の搬送では50%の確率で探知されることが分かった。他方本システムは、覚知（通報）から数時間後には異常を探知することができるため、迅速な対応には有効であると考えられる。

このシステムにより、県庁あるいは保健所からも、救急車搬送症候群サーベイランスの状況をほぼリアルタイムに把握でき、毒入り餃子事件のような情報伝達の漏れを防ぐことができる。

わが国における食品テロの事後対策については、テロと犯罪の区別、情報の共有という2点の事後対策に係る論点が抽出できた。

前者については、テロ／犯罪、意図的／非意図的のいずれであれ、取るべき対策について大きな違いはない。一方で、風評被害や国際関係の悪化等の間接被害において、テロ／犯罪、意図的／非意図的の相違で、事後に与えるイメージが大きく異なる。その意味でも、性悪説を念頭に置いた意図的な食品汚染事案の未然防止と、事後の被害最小化対策（特に迅速な初動に資する情報の共有）は非常に重要である。

後者については、第一号の情報をいかに活かすか、情報の収集や選別において、性悪説的観点をいかに反映するか、発生場所・時期が乖離、かつ商品も別のものであるような「分散した情報」をいかに共有するか、といった問題点が明らかになった。

携帯電話を活用した症候群サーベイランスの試行において、回答モニターの協力意向については、各実施回で50%前後の回答率を維持し、症候群サーベイランスに対する一般市民からの高い協力意向を確認できた。有症者率については、別の研究（『通信連絡機器を活用した健康危機情報をより迅速に収集する体制の構築及びその情報の分析評価に関する研究』（研究代表者：今村知明）で同期間・同地域において実施していた、家庭用PCを通じたサーベイランスによって判明した有症世帯率平均19%、最高29%、最低12%（注：有症者が一人でもいる世帯の割合を示すため、有症者率より高い値を示す）と比べても、概ね妥当な水準であることが確認された。以上より、携帯電話を通じて収集された健康状況のデータの妥当性が確認された。

E. 結論

米国における食品テロ対策の体系的把握については、以下の結論が得られた。

- FDA、USDA及びAPECの食品テロ対策の概要を整理するとともに、これを体系的に整理した。
- FDAおよびUSDAの食品テロ対策からは、食品テロ対策における食品関連事業者と行政との分担関係として以下のことが推察される。
 - ・ 食品関連事業者が食品テロ対策を実際に実施する主体として位置づけられ、食品防衛意識向上のための取り組みが推進されている。
 - ・ 行政は過年度に制定した食品テロ関連法制度を着実に執行するとともに、食品関連事業者が主体的に効率的かつ効果的に食品テロ対策を実施できるよう、各種の支援を行う。
- APECでの食品テロ対策からは、米国における食品防衛に関する国際的な協調を強く求める姿勢が直接的に現れており、特に発展途上国における食品防衛レベルを底上げする必要性を強く感じているものと推察される。

食品テロにおいて想定される生物剤の調査については、以下の結論が得られた。

- わが国においては、厚生労働省が「バイオテロに用いられる可能性の高い病原体等」にて4種の病原体等を挙げており、また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で、感染力や罹患した場合の重篤性等に応じて疾病・病原体等が分類されている。また、米国においてはCDCが「生物テロに用いられる可能性の高い病原体等」を3カテゴリーに分類して整理している。
- 食品テロにおいて想定される生物剤を考えた場合、わが国及び米国で挙げられている生物剤がそのまま適用できるわけではない。
- 微生物の場合、食品の対象によりそれぞれ加熱殺菌の過程や空気との接触等の条件により、不活化や死滅等が起こる可能性がある。一方、毒素としての利用であればこれ

らの条件により不活化される可能性が低い
ため、効果が高いと考えられる。

- ・ 毒性の強い生物剤の入手・製造は相応の設備や知識が必要であり、困難である場合が多い。また、一部の病原体については「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」等の法令で取扱いが規定されており、微生物管理面からの対策はある程度可能である。また、加熱殺菌等、食品生産・流通・加工・販売での工程管理が有効である。
- ・ なお、テロが疑われる事態が発生した場合、わが国においては、特に化学テロが発生した際の現場における対処を典型的な例とした、「NBCテロ現地関係機関連携モデル」⁷が定められている。基本的には、警察と消防が前線に立ち、保健所や医療機関は警察と消防の支援に当たるというモデルになっており、生物剤については、化学テロの連携例を典型として、関係諸機関で協議・調整を行うという位置づけとなっている⁸。しかし実際には、犯罪が想定される場合には警察とその他機関との協力体制が困難となり、結果として原因物質の特定や消費者への迅速な対応に遅れが出る恐れがあるため、両者のいっそうの連携体制強化が望まれる。

食品テロにおいて想定される化学物質の調査については、以下の結論が得られた。

- ・ わが国においては、テロに利用される可能性がある化学物質の特定は行われていないが、厳重な管理が必要である化学物質については、「毒物及び劇物取締法」において毒物、劇物、特定毒物が指定されている。また、米国においてはCDCが人体への重篤な影響が考えられる化学物質を、その特性に

応じて13項目に分類して整理している。

- ・ 食品テロにおいて想定される化学物質を考えた場合、わが国及び米国で挙げられている化学物質がそのまま適用できるわけではない。
- ・ 合成等により利用可能な化学物質は無限に存在する可能性があり、毒性がまだ明確化されていない化学物質も多数あるため、化学物質管理面からの対策が困難であり、食品生産・流通・加工・販売での工程管理が必要であると考えられる。
- ・ なお、テロが疑われる事態が発生した場合、わが国においては、特に化学テロが発生した際の現場における対処を典型的な例とした、「NBCテロ現地関係機関連携モデル」⁹が定められている。基本的には、警察と消防が前線に立ち、保健所や医療機関は警察と消防の支援に当たるというモデルになっている¹⁰。しかし実際には、犯罪が想定される場合には警察とその他機関との協力体制が困難となり、結果として原因物質の特定や消費者への迅速な対応に遅れが出る恐れがあるため、両者のいっそうの連携体制強化が望まれる。

わが国における脆弱性評価の実施については、以下の結論が得られた。

- ・ 米国では、Strategic Partnership Program Agroterrorism (SPPA) Initiativeにより、引き続きCARVER+ Shock分析を用いたフードチェーンの脆弱性評価が引き続き推進されている。その中で、食品産業と農業の相互依存性と供給網の複雑さによって、単一対象への攻撃の影響を決定するのが難しくなっている点が指摘されている。冷凍ギ

⁷ NBCテロ対策会議幹事会、NBCテロ対処現地関係機関連携モデル、Ⅲ章、平成13年11月22日
[<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1122nbc.pdf>]

⁸ 内閣府食品安全委員会事務局平成17年度食品安全確保総合調査報告書、「平成17年度食中毒の集団発生等に係る緊急事態に備えた食品の安全保障の確保に関する調査」、第7章、平成18年3月、社団法人日本食品衛生協会

⁹ NBCテロ対策会議幹事会、NBCテロ対処現地関係機関連携モデル、Ⅲ章、平成13年11月22日
[<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/1122nbc.pdf>]

¹⁰ 内閣府食品安全委員会事務局平成17年度食品安全確保総合調査報告書、「平成17年度食中毒の集団発生等に係る緊急事態に備えた食品の安全保障の確保に関する調査」、第7章、平成18年3月、社団法人日本食品衛生協会

ヨ一ザ事案を例に挙げるまでもなく、健康への被害(直接被害)が比較的小さくとも、風評被害等の間接被害が甚大となることを経験しているわが国においては、攻撃による直接被害の影響範囲とその大きさの如何に関わらず、まず被害を発生させないための対策検討が重要である。

- 上記のような評価実施の体制構築・評価の蓄積に加えて、米国国家安全保障省が作成している、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である「National Response Plan」に、「食品テロ」という文言が明記され、食品テロに対する全省庁の対応体制が規定されるに至っている。このように、米国では、食品テロの、国家全体の安全保障上の位置づけも明確にされてきている。
- CARVER+Shock 法に倣った脆弱性評価の試行を、8種の食品関連施設(製造工場6、物流施設2)について行った。これにより、我が国の実情に応じたCARVER+Shock法の評価手法確立に向け、概ね十分な情報・実績を得ることができた。試行の中で、食品工場における人為的な食品汚染の防御に関する様々な気づき(攻撃物質混入に対して脆弱なポイント、実行犯が混入するシナリオ等)を得るには非常に有効な手段であるが、評価に行き詰る部分も多くあり、客観的な脆弱性評価を実施するためには、関係者間の深い認識の共有、被評価企業からの多くの協力(特に情報の提供)、評価に要する十分な時間、多様な専門分野に関する専門家の協力が必要であることが明らかになった。上述の通り、米国では実際に多くの専門家が一同に会し、事前の情報共有も含め数日を費やして評価を実施していることから、今後は各分野の専門人材と労力の集中が必要であることがわかる。
- 以上より、食品工場の現場において簡単に利用することのできる「食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」を作成した。チェックリストは、「組織マネジメント」、「従業員管理」、「部外者の管理」、「施設の管理」、「経営・運営の管理」の5分野、計94項目に渡る。作成にあたっては、米国FDAによる『食品セキュリ

ティ予防措置ガイドライン“食品製造業、加工業および輸送業”編』を参考とし、規模の大きな7箇所の食品関連施設からの協力に基づいて作成した。チェックリストは、食品製造工場版と、物流施設版の2種類作成した。

- チェックリスト項目に沿った、人為的な食品汚染への対策に関するアンケート調査の結果、それぞれの質問について、「わからない」という回答は多くても回答者全体の15%程度であり、品質・安全管理の担当部署の勤めている従業員で、「HACCP」の内容を知っている人であれば、チェックリストに十分回答することが可能であるということがわかった。
- 最終年度には、フードサプライチェーン全体の安全性確保を目的として、食品工場のみならず、食品にかかる物流施設において簡単に利用することのできる「食品にかかる物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」を作成した。食品工場版との相互関係が把握しやすいよう、“物流施設版”チェックリストについても、「組織マネジメント」、「従業員管理」、「部外者の管理」、「施設の管理」、「経営・運営の管理」の、食品工場版と同様の5分野から構成した。作成にあたっては、物流施設の防犯性向上を目指す国際的非営利団体TAPA(Transported Asset Protection Association)が作成している認証基準のScoring Matrixを参考とし、国内においてTAPA認証を手がける物流安全コンサルタントの協力を得て作成した。
- TAPAの認証基準をベースとすることにより、本検討で提示するチェックリストは、物流施設にとって単なるチェックリストではなく、このチェックリストに従って食品防御に邁進することが、TAPAという国際的に認知された認証取得につながるというインセンティブをもたらすものとなる。

食品テロの早期察知のための症候群サーベイランスの活用可能性については、以下の結論が得られた。

- 嘔吐による救急搬送は必ずしも食中毒に限

定されないし、また食中毒の患者も必ず救急車を要請するわけでもないし、受診すらしない場合も珍しくない。したがって、嘔吐による救急搬送の異常探知の食中毒事例に対する感度が十分に高くなく、嘔吐による救急搬送の異常探知が食中毒事例の早期発見に有効でないという議論にはつながらない。むしろ本稿での分析を通じて、両者には地域的、時間的なずれも大きいために直接的な比較が難しいことが分かった。来年度から救急車搬送数を用いた症候群サーベイランスは東京都の事業として運用されることとなったが、その中で解析アルゴリズムを改良し、より食中毒事例に対して感度の高いものに改良していく作業が必要である。

- 救急車搬送情報を用いた症候群サーベイランスの検討では、農薬混入中国産餃子事例が救急車搬送の症候群サーベイランスが実施されていれば探知された可能性が高いことが示された。今後は、同様のシステムを全国的に展開し、実用化することが重要である。現在、救急車搬送による症候群サーベイランスは2消防本部で実施中、2消防本部で構築中である。また、10以上の消防本部で来年度本研究として構築する。こうした整備が、保健所や販売店等での対策と相乗して食品テロの早期探知を実現すると期待される。
- 本システムを実装した出雲市消防本部と鳥取西部消防局に加えて、東京消防庁、西胆振消防本部、彦根消防本部でも救急車搬送症候群サーベイランスが実施されている。本研究をもって食品テロを早期探知するシステムとしての救急車搬送症候群サーベイランスの開発を完了し今後は普及をはかる必要があろう。

わが国における食品テロの事後対策については、以下の結論が得られた。

- 食品テロの事後対策検討に参考とするため、2008年1月に発覚した冷凍ギョーザ事案の概要と課題を整理した上で、研究班会議において各分野の専門家、行政担当者と議論を行なった。結果として、テロ/犯罪、意

図的/非意図的のいずれであれ、取るべき対策について大きな違いはないという結論に達した。しかしながら一方で、風評被害や国際関係の悪化等の間接被害においては、小規模な犯罪や非意図的な食品汚染と比べて、テロや意図的な食品汚染は甚大な規模となり、事後における回復に多くの時間とコストを要することが考えられる。このことから、被害最小化のための事後対策は当然であるが、それとともに、意図的な食品汚染を未然に防ぐ事前対策の重要性が改めて確認された。

- 事後対策に関しては、考察でも示したように、本事案では①第一号の(クレームや軽微な被害情報等、あいまいな)情報を活かすことができなかつた、②性悪説的視点の不在により、よもや「人為的な」農薬による汚染の可能性までは認識/想像できなかった、③発生場所、時期の乖離、商品の違いにより多くの情報が共有できなかった、という特色が見られる。こういったことから、事後の被害最小化対策に関しては、迅速な初動に資する(性悪説の視点も勘案した)情報の把握・共有が特に重要となることが確認された。
- 携帯電話を活用した症候群サーベイランスについて、自動による集計・解析システムを構築できた。
- 回答モニターの確保については、ある一定のインセンティブ(本研究の場合1回回答あたり40円)があれば、高い協力への意向が引き出せることが明らかになった。今後は、モニターの拡大、及びモニターへの謝礼を可能な限り抑えた上での実施可能性を検討する必要がある。
- さらに、得られた有症者率も妥当な水準と考えられ、地域の健康異常の早期検知も可能であることも実証された。
- 以上より、携帯電話及びインターネットを活用した症候群サーベイランスの実施可能性、および有効性が確認された。
- 今後以上の知見をもとに、日本生協連とコープネット事業連合およびコープとうきょうと協働し、食品購買者に対するPMM兼症候群サーベイランス調査の継続的な実施可

能性を検証していくことが必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

書籍「食品テロにどう備えるか? -食品防御の今とチェックリスト」編著:今村 知明, 分担執筆:高谷 幸, 山本 茂貴, 大野 勉, 神奈川 芳行, 赤羽 学, 長谷川 専, 山口 健太郎, 池田 佳代子, 2008.10, 日本生活協同組合連合会出版部

2. 学会発表

今村知明, 食品防御とは何か, 生協総合研究所公開研究会, 2008年10月3日, 東京・主婦会館プラザエフ

今村知明, 食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリストの作成と有用性について, 第67回日本公衆衛生学会総会, 2008年11月6日, 福岡国際会議場

今村知明, 食品防御とは (food defense) -冷凍餃子事件を切り口にして-, 第29回奈良県公衆衛生学会, 2008年11月20日, 奈良県医師会館

(講演)

今村知明, 食品によるバイオテロについて, 厚生労働省食品安全行政講習会, 2008年5月21日, 厚生労働省中央合同庁舎5号館2階講堂

今村知明, 食品の化学物質汚染対策研究会, 食品防御の今と食品工場の対テロ脆弱性チェックリスト, (株)サイエンスフォーラム食品の化学物質汚染対策研究会, 2009年1月16日, 東京・主婦会館プラザエフ

今村知明, 食品製造事業所等におけるバイオテロ対策の研究について, 農林水産省消費・

安全局・消費安全政策課, 危機管理講習会, 2007年7月5日, 東京都千代田区飯野ビル第6会議室

神奈川芳行, 食品衛生における危機管理 -食品テロを想定した取組みを-, 長野県食品衛生監視員研修会, 2008年3月14日, 長野県

神奈川芳行, 食品衛生における危機管理 -食品テロを想定した取組みを-, 平成20年度農林水産省補助事業, 食品業界の信頼性向上セミナー (基礎編), 2008年9月24日, 東京都都市センターホテル

神奈川芳行, 食品防衛と食品工場における人為的な食品汚染防止チェックリストの活用, 社団法人日本能率協会主催, 2009 食品の安全・品質マネジメントシンポジウム~食の安全確保への飽くなき挑戦~セッション6, 食品安全のリスク管理と消費者の信頼向上にむけて, 2009年2月25日, 東京 大手町サンケイプラザ

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）
研究代表者分・（総合）分担研究報告書

米国における食品テロ対策の体系的把握

研究代表者 今村 知明（奈良県立医科大学 健康政策医学講座・教授）

研究要旨

本研究は、米国（FDA および USDA）の食品テロ対策に関する最新情報を収集し体系的に位置づけることで実施したものである。FDA の主な食品テロ対策としては、過年度施策のフォローアップと知見の整理、食品防衛意識の向上施策、情報提供の充実に係る施策が挙げられる。USDA の主な食品テロ対策としては、食品テロ対策に係るガイドラインやチェックリストの公表が挙げられる。また、APEC においては、第 18 回 APEC テロ対策タスクフォース（CTTF）会合が開催され、米国による発展途上国における食品防衛レベルの底上げを図るパイロットプロジェクトの報告と今後の提案が行われた。

FDA および USDA の食品テロ対策からは、食品関連事業者が食品テロ対策を実際に実施する主体として位置づけられており、行政は過年度に制定した食品テロ関連法制度を着実に執行するとともに、食品関連事業者が主体的に効率的かつ効果的に食品テロ対策を実施できるよう、上記の支援を行うという分担関係になっているものと推察される。また、APEC での食品テロ対策からは、米国における食品防衛に関する国際的な協調を強く求める姿勢が直接的に現れており、特に発展途上国における食品防衛レベルを底上げする必要性を強く感じているものと推察される。

A. 研究目的

平成 18 年度から平成 20 年度に講じられたわが国および米国における主な食品テロ対策の最新情報を体系的に把握し、わが国における食品テロ対策の検討を行っていく上での基礎的資料とすることを目的とする。

B. 研究方法

米国における食品テロ対策について、FDA、USDA 及び APEC のウェブサイト等の公表情報から、講じられた主な食品テロ対策の最新情報を抽出し、その概要をとりまとめるとともに、体系的に整理を行った。

◆倫理面への配慮

本研究において、特定の研究対象者は存在せず、倫理面への配慮は不要である。

C. 研究成果

ここでは、平成 18 年度における FDA および USDA の食品テロ対策について整理する。

ここでは、平成 19 年度に講じられた米国における主な食品テロ対策の最新情報を体系的に把握し、わが国における食品テロ対策を検討する上での基礎的資料とすることを目的と一体的には、米国における食品テロ対策について、FDA および USDA のウェブサイト等の公表情報から平成 19 年度に講じられた主な食品テロ対策の最新情報を抽出し、その概要をとりまとめるとともに、平成 18 年度に講じられた対策と併せて体系的に整理を行った。

ここでは、平成 20 年度に講じられた米国等における主な食品テロ対策の最新情報を体系的に把握し、わが国における食品テロ対策を検討する上での基礎的資料とすることを目的と一体的には、FDA、USDA および APEC のウェブサイト等の公表情報から平成 20 年度に講じられた主な食品テロ対策の最新情報を抽出し、その概要をとりまとめるとともに、